

令和 6 年度 第 1 回
救急医療機関認定検討会
会 議 録

令和 6 年 7 月 1 日
東京都保健医療局

(午後 2時59分 開会)

○事務局(江口) お待たせしました。それでは、ただいまから、令和6年度第1回救急医療機関認定検討会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課長の江口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はWeb会議となっておりますので、ご発言の際にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ご発言がないときには、ハウリング防止のため、マイクはミュートの状態にして会議にご出席いただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、初めに配付資料の確認をいたします。配付資料は、次第に記載をしているとおりでございますが、万が一不足、あるいは落丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので事務局にお知らせをお願いいたします。

続きまして、本日のご出席の委員の皆様のご紹介です。こちらはお手元の資料3、令和6年度救急医療機関認定検討会委員名簿、こちらのほうに代えさせていただきます。なお本日は、三鷹市健康福祉部長、小嶋委員よりご欠席の連絡をいただいております。また、警視庁交通部交通総務課長、尾寄委員の代理としまして伊藤様、足立区衛生部長、馬場委員の代理として高橋様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に先立ちまして、皆様にご報告とお諮りをしたい案件がございます。

ご報告としまして、委員の変更、及び参考資料3の開催要領の改正についてとなります。本認定検討委員会は、元々認定審査会という名称でありましたが、決定機関である東京都に対し、学識経験者や関係団体から意見をもらう場を設けることという役割を明確にするために、昨年名称変更をいたしております。その後、保健医療局内で検討しました結果、本検討会はあくまでも東京都が意見をいただく場であるということから、会の進行は東京都ではなく、委員の方から選出すべきという結論に至りました。以上の経緯から、委員委嘱の時期と合わせまして事務局で検討した結果、委員から保健医療局事務局側の2名、具体的には医療政策部長、及び救急災害医療課長を除外しまして、加えまして、認定検討委員会開催要領を開催改正いたしたところです。これまで座長を務めてきました医療政策部長を除外したということになりますので、参考資料3の検討会開催要領の第5におきまして、認定検討会の座長は互選によるものとする。同じく開催要領第6の3について、幹事会の座長は互選によるものとするというふうに改正を行っております。

そこで、委員の皆様方にお諮りしたい案件の一つとしまして、本会の座長の選出ということになります。開催要領の第5に、座長は互選によるものとするということを規定しておりますけれども、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○木下委員 日本大学の木下ですけども、よろしいでしょうか。

○事務局（江口） はい、お願いいたします。

○木下委員 今のご説明を伺いまして、参考資料の3を見させていただきました。その件に係りまして、そういった内容でございましたら、帝京大学の三宅先生を推薦したいと思います。三宅先生は長らくこの会議の委員として参加されていますし、病院前救護等につきましても十分理解をされている方のお一人だと思いますので、いかがでしょうか。

○事務局（江口） ありがとうございます。

ただいま木下委員より、三宅委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（江口） ありがとうございます。

それでは、本検討会の座長を三宅委員にお願いしたいと思います。

三宅委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○三宅委員長 帝京大学、三宅です。どうもご説明ありがとうございます。

私では力不足というふうに自分では思っておりますが、何とかこの役目を務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江口） よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、幹事会の座長について、同様にお諮りしたいと思います。

こちらの幹事会は、必要に応じて検討事項を整理するために招集をするものとなっております。幹事会の座長につきまして、事務局としましては、会の性質から、開催時には特異な事例が発生していることが考えられますので、東京都の委員であります、医療政策部医療安全課長白井委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（江口） ありがとうございます。

それでは幹事会の座長を白井委員にお願いをしたいと思っております。

白井委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○白井委員 東京都保健医療局医療政策部医療安全課長の白井と申します。

幹事会が開催される際には、円滑に会議が進行できるよう努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江口） よろしくをお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてお諮りいたします。本検討会は開催要領の第9で、原則公開となっております。

本日の内容も公開という形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（江口） ありがとうございます。

それでは、公開という形で進めていきます。

なお、本日の委員会は概ね1時間を予定しておりますので、会議の進行にご協力をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

以降の議事進行につきましては、座長の三宅先生、よろしくお願いいたします。

○三宅委員長 三宅です。それでは早速議事に入らせていただきます。

今回検討いただく医療機関は、切替が1件、更新が36件ございます。

まず事務局より、関係法令や認定までの流れ、これまでの手続きに係る経過等について説明していただいた上で、その後、切替の医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 三宅先生、ありがとうございます。

事務局の救急災害医療課、遠藤と申します。検討に入る前に関係法令について触れさせていただきます。

事前に皆様に配布させていただきました、参考資料1、救急病院等を定める省令を、お手元、ご覧ください。画面では、省令の抜粋部分を表示しております。

厚生労働省令の第1条、こちらが救急医療機関の根拠となります。赤字の部分ですが、救急隊により、搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院または診療所とあります。

こちらの基準につきましては、こちらの4項目に該当するものが要件となります。一つ目としまして、救急医療について相当の知識、及び経験のある医師が常時診療していること。二つ目、救急医療を行うために必要な施設・設備を有していること。三つ目、救急隊が傷病者を搬送しやすい場所にあつて、かつ搬入に適した構造及び設備であること。四つ目、救急用の専用病床または優先病床を有することが必要となります。

次に救急医療機関の認定要領です。こちらは東京都で定める救急医療機関認定事務取扱要領に基づいて行われております。スライドは、申し出から認定までのフローとなります。スライドの左側ですが、こちらは医療機関から保健所へ申出をするルートとなります。保健所によって救急医療機関の適正を図る見地から総合的な調査が行われ、意見を付した上で、申出書子所は消防機関へ回付されます。消防機関は、救急業務遂行上の調査を行い、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方、図の右側のルートでございますが、こちらは保健所に申し出た医療機関が地区医師会に申し出た旨を報告するルートとなります。地区医師会から救急医療機関としての適否について意見をいただいた後、東京都医師会に回付されまして、東京都医師会からも意見をいただき、最終的に保健医療局に送付されます。

このようにして、それぞれの調査書と意見書が保健医療局に提出されまして、本日開催されている検討会の意見を踏まえ、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定することとなります。

簡単ではございますが、関係法令や認定までの流れにつきましては、以上です。

続きまして、切替の申し出がありました医療機関についてご説明させていただきます。

まず初めに、改めて切替につきましてご説明させていただきます。切替の対象については大きく二つございまして、一つ目は、開設者が変更となった場合。もう一つが、移転や全面改築など、施設全般に関する変更があった場合です。この切替ですが、変更前の医療機関として一旦撤回届を出していただきまして、その後、新規の医療機関として告示されることから、切替という言葉を使っております。

今回は1医療機関、画面にあります江戸川区の松江病院が建物の全面改築のため切替の対象となっております。スライド右下の図をご覧ください。松江病院は、これまでの病院であった黄色い部分から、新たに建設した青い部分に病院機能を移しました。工期は二つに分かれておりまして、今回は初めの工期が終了したことから、切替対象として申し出がございました。なお、現在は、黄色い部分、旧病院の建て壊しをしております、それが完了次第、次の後期である工事がスタートしまして、今ある黄色い部分に新たに外来棟を建設する予定でございます。

こちら①②で完成イメージ図を載せておりますが、今現在完成しているのは②のほうでございまして、こちらは病院の西側から見た図となります。最終的には現在建て壊し中ですが、①のようなところが病院の正面となる予定でございます。

なお、救急に関する箇所は現在の青い部分で全ての条件が満たされておまして、救急機能は新たな建物が完成した後も変更はないとのことでしたので、こちらで切替の検討をさせていただきます。

松江病院につきまして、管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見は、スライドの表のとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者とともに、実地調査において基準を満たすことを確認してまいりました。

スライドは病院の周辺図となります。丸い青印が松江病院です。こちら、JR総武線の新小岩駅と都営新宿線の一之江駅または船堀駅から、それぞれバスで10分から15分のところに位置しております。

病院前の道路状況ですが、病院の南側を走る今井街道というものが斜めに走っているんですが、そこから北に進む幅員6mの一方通行道路に面している病院となります。緊急搬入口は病院北西にありまして、救急車の侵入に問題はございませんでした。救急入口建物前への接着も可能です。こちら、今、画面右下には救急車が一方通行路のところに止まっておりますが、普段は車寄せ、斜めスロープから入りまして、病院直近まで接着する形となります。

なお、この救急入口は、現時点では一般の病院入口も兼ねております。一般の入口は、第二工期の工事が終了後の2026年1月には、新たに病院南側に設けられます。また、救急入口の隣には発熱外来の入口も設けられており、動線が入口から分かれる構造となっております。

以後は病院の平面図にて説明いたします。図に見えておりますのは1階の平面図でございます。赤い矢印が救急動線、オレンジ色の矢印が発熱患者の入口を表しております。

救急搬入口を入りますと、処置室が正面にありまして、こちらには3台のベッドが用意されておりました。検査が必要な場合は、処置室を出て左手、画面でいうと上部になりますが、こちらにCT室、処置室を出まして右手、こちらには一般撮影室がございます。いずれもストレッチャーが入る十分なスペースがあり、通行に問題はございませんでした。

また、画面の上側、オレンジの丸ですが、こちらは発熱対応のための診察室・処置室があり、動線を分けた対応が可能となっております。

手術適応の場合や入院の用がある場合には、処置室を右手に出まして、南側ですね。エレベーターの方向へと進みます。通路、並びにエレベーターの幅員も十分にありまして、こちらもストレッチャー動線に問題はありませんでした。

こちら、現在示しているのは3階の平面図でございます。エレベーターを出た3階を右手、スライド上部のほうに進みますと、救急優先病床が1室4床ございまして、また、エレベーターを左手に出ると、スライドの左下のほうに行きますが、こちらには救急専用病床が1室2床ございます。なお、救急専用病床につきましては、2階の同じ位置にさらに1室2床がございます。また、2階には手術室もございます。本病院の検体検査室は輸血保管庫とともに1階にございまして、第二期の工期終了までは防災センター内に仮設置の形で置かれておりました。第二期の工事完了後は、外来棟に検体検査室は造られるということで、こちらの機能だけは外来と第二回目の工事の後に正式に設置されるということで現在は仮置き、仮設置の状態です。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について説明いたします。こちらはお手元の資料2によりご説明いたします。

2番の設備及び施設ですが、こちらはX線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。

3の医療従事者ですが、(1)が病院全体の医師・看護師数です。(2)の診療体制ですが、こちらは平日日中、平日夜間、休日の各時間帯の平均の医療従事者数となります。

(3)が、救急医療従事スタッフ数ですが、医師はいずれの時間帯ともに1名でありまして、看護師は平日日中は12名、うち3名が救急の専任。平日夜間は6名の看護師が待機しまして、そのうち1名は救急の専任。休日は7名、うち1名が救急専任の職員として配置されているそうです。また、緊急時は医師、看護師ともに必要に応じて、さらなるオンコール体制を取っているとのこと。

5は、放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、放射線技師は1名が当直、検査技師はオンコール体制での勤務体制となります。

6の協力医療機関は、同じ区である東京臨海病院の他、東京都立墨東病院、慈恵医科大学葛飾医療センター、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学病院と、いずれも救急告示病院である5病院となります。

また、参考までですが、松江病院の昨年の搬送実績としましては、おおむね3,000台の搬送実績がございました。

切替医療機関についての説明は、以上となります。

○三宅委員長 説明ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明がありましたけれども、この医療機関につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

三宅からですけど、一つよろしいでしょうか。

○事務局（遠藤） お願いします。

○三宅委員長 前から救急車は入るわけですね。頭から、救急車は。

○事務局（遠藤） そのとおりです。

○三宅委員長 それで、後ろから出して左側から通って、入口に行くような感じでよろしいですかね。

○事務局（遠藤） そのとおりです。病院に接着するような形で止めますとそのような動線となりまして、若干、一般の歩道を通過するような形になるので、そこはちょっと注意が必要かと考えますが、概ね幅員も十分ありまして、そこが救急隊も分かっているれば、さほど問題にはならないことと、あとは普段人通りがすごく多いかといいますとそんなに多くもありませんので、注意さえすれば、安全に通行することができると考えております。

○三宅委員長 雨には濡れる可能性もあるってことですね、じゃあ。

○事務局（遠藤） 雨には濡れる可能性がございます。

○三宅委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様、いかがでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○三宅委員長 そしたらですね、ありがとうございます。

それでは、今回切替の申出がありました医療機関については、医療機関として認定することが適当であるというふうに確認させていただく、ということでよろしいでしょうか。

（意義なし）

○三宅委員長 はい。

それでは、次に事務局より、更新の申出がありました医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 事務局です。更新医療機関、36医療機関につきまして説明させていただきます。こちらは数が多いので、概要のみの説明とさせていただきます。

こちらに記載されております医療機関につきましては、3年に一度の更新に伴いまして、申し出のあった医療機関です。こちらでも管轄の保健所、消防署が調査を行いまして、全ての医療機関で適当との意見をいただいております。また、地区医師会、都医師会の

意見につきましても、全て適当であるという意見をいただいております。

今回申し出があった36医療機関中、28医療機関で今年度の東京都指定二次の救急医療機関として休日夜間診療事業にご協力いただいているところでございます。

簡単ではございますが、新医療機関の説明につきましては以上となります。

三宅座長、よろしくお願いいたします。

○三宅委員長 説明ありがとうございました。ただ今説明がありました更新、36件の申し出につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(なし)

○三宅委員長 ないようですので、今回更新の申出のありました医療機関につきまして、救急医療機関として認定することが適当であるというふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○三宅委員長 ありがとうございます。そしたら、そういう形で確認いたしました。

次に、その他として事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（遠藤） ご報告事項に移らせていただきます。

今画面に出ているのが、今回令和6年度に入ってから現在までで、救急告示医療機関の撤回の申し出があった病院となります。こちら告示の撤回理由につきましては、それぞれ表の右側に記載してございますが、いずれも、足立区の内田病院につきましては建物の老朽化に伴う廃院、撤回日は本日、7月1日となります。また、下の豊島中央病院につきましては、こちらは建物の老朽化に伴う病棟の閉鎖ということで、こちらは診療機能を維持したまま病棟を一旦閉鎖し、建物の改築を実施予定だということで、現在までのところ一旦撤回ということで申し出をいただいております。

続きまして、救急告示医療機関数、一般病床数の推移を、今回の令和6年8月1日の予定もつけて更新いたしました。

こちらは平成31年4月1日から令和6年8月1日、こちらは見込みとなりますが、こちらまでの期間で、オレンジ色の折れ線が救急医療機関数となります。また、水色の折れ線の一般病床数に関しては、複数の医療機関から変更届があったものを反映して更新しております。

事務局からの説明は以上となります。

座長、よろしくお願いいたします。

○三宅委員長 ご説明ありがとうございました。

本日ご審議いただきました救急医療機関の認定につきましては、令和6年8月1日付告知で行う予定です。

これにて審議は終了ですけれども、最後にご意見等何かございますでしょうか。

(なし)

○三宅委員長 それでは事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○白井委員 三宅座長、進行のほう、ありがとうございました。

次回の定例の検討会につきましては、令和6年10月下旬を予定しております。改めてご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは皆様方、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。
これにて閉会とさせていただきます。

(午後 3時25分 開会)